

『あきたEネ!』の適用範囲図

(2次募集)

平成30年 2月13日
秋田県公営企業課

区分	契約電力	秋田県内において東北電力(株)と電力需給契約をしている(する予定を含む。)需要場所	
		製造業 ※1	非製造業
特別高圧	2,000kW以上	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; display: inline-block;">中小企業 ※2</div>	
高圧	1,000kW以上	<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;">新規立地企業等 ※3 (注) 誘致決定を受けた事業所のみ対象</div>	
	50kW以上		
低圧		(注) 対象企業の全事業所が対象	

※1 日本標準産業分類(平成25年10月改訂。平成26年4月1日施行)で定める産業のうち、大分類E「製造業」に該当する企業。

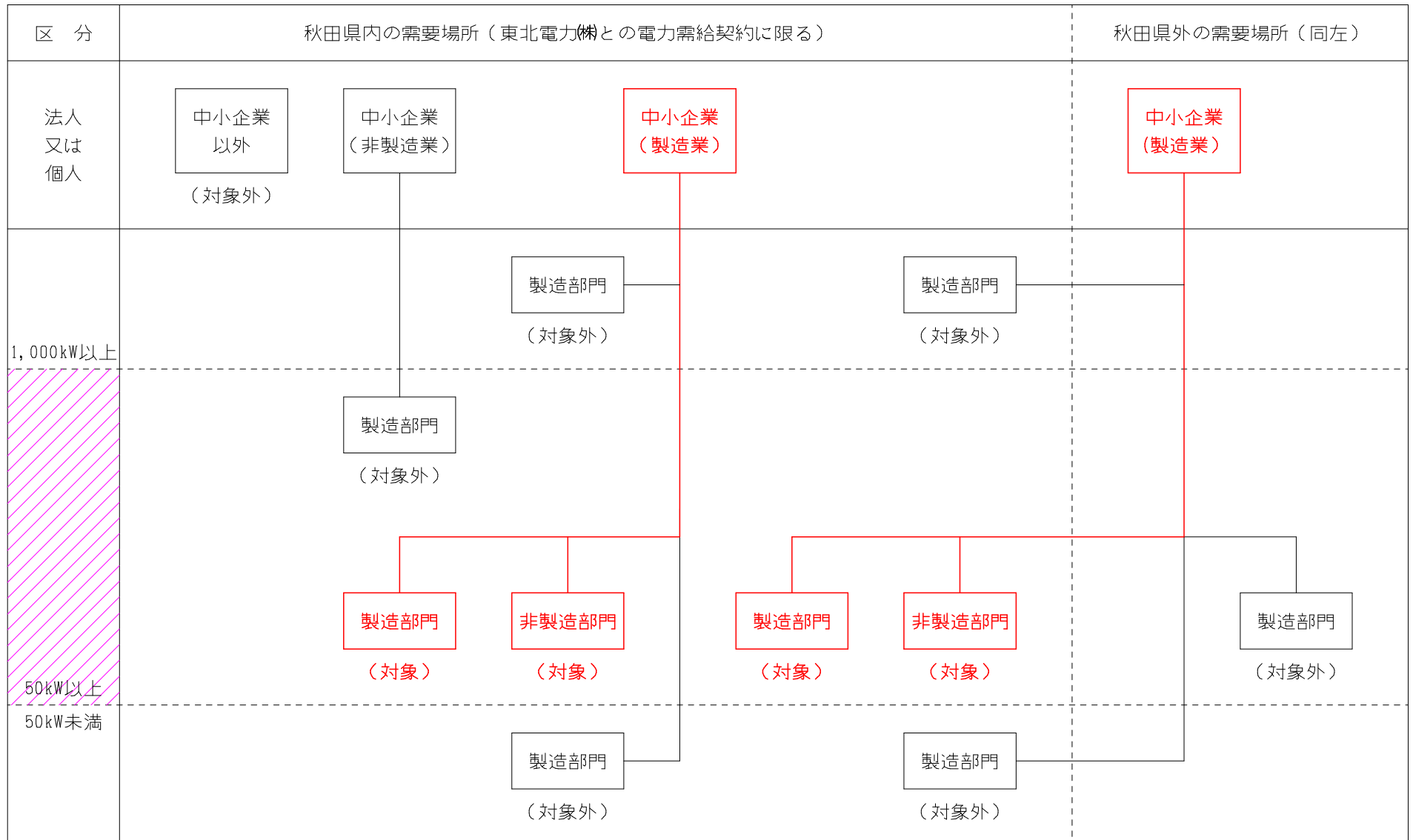
※2 中小企業基本法(昭和38年法律第154条)の適用を受ける中小企業者。

※3 秋田県内に事業所を置く、又は事業を拡大する企業のうち、秋田県又は県内各市町村から誘致決定を受けている事業所であって、
操業開始(予定)日が平成29年9月29日以降であること。

「県内中小企業」の適用範囲図

(2次募集)

平成30年 2月13日
秋田県公営企業課



「新規立地企業等」の適用範囲図

(2次募集)

平成30年 2月13日
秋田県公営企業課

区分	新規	新増設	既存
法人 又は 個人	新規立地企業 新規立地企業 新規立地企業		県内 中小企業 ※ 以前、立地した 誘致企業を含む。
2,000kW以上	誘致認定 (対象外)	誘致認定 (対象外)	既存部分 (対象外)
50kW以上	誘致認定 (対象)	誘致認定 (対象)	既存部分 (対象外)
50kW未満	誘致認定 (対象外)	誘致認定 (対象外)	既存部分 (対象外)

※ 適用対象は、秋田県内において東北電力(株)との電力需給契約をしている(する予定を含む。)需要場所に限る。

